二　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［三～九　略］

［2～4　略］

（心身の故障により信用格付業に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百二条の二　法第六十六条の三十第一項第三号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用格付業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四条　法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一　［略］

二　法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の三十第一項第三号イのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6)　法第六十六条の三十第一項第三号（イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

［三～六　略］

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条　法第六十六条の五十一第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の五十三第五号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ　［略］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［三～九　同上］

［2～4　同上］

［条を加える。］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百四条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

［三～六　同上］

（登録申請書の添付書類）

第三百二十九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ　［同上］